

# ヨーロッパ統合史

## —世界的な安全保障アクターとしての EU?—

アン・ダイトン\*

【翻訳】武井信幸\*\*

### 1. 序

ご存知のように、本年開催される EU に関する会議は非常に特別なものです。なぜなら、50 年前、ローマ条約が調印されたからです。ローマ条約は重要な先駆けであったとすることができるでしょう。ローマ条約は直接的には多くの変化をもたらしたわけではないかもしれませんが。とはいえ、同条約の調印とその後のヨーロッパにおける政治プロセスが、それ以来ヨーロッパ大陸を組織化する方法を変容させていることは事実なのです。

本日、私は英国市民ではなく、EU 市民としてこの場に招かれたのだと推察します。1957 年当時は英国はローマの地にいなかったということを忘れるべきではありません。英国は 1973 年まで EU に加盟していませんでした。このことは英国、そして EU にも多くの影響を生み出しています。英国の EU との関係は EU の膨大なナラティブの非常に重要な一部を構成していますが、本日、私は加盟国国民の視点からではなく一人のヨーロッパ人としての視点から皆さんにお話したいと思います。

まず、冷戦期および冷戦後のローマ条約の歴史的な文脈を確認し、その後グローバルな安全保障アクターとしての EU の諸側面について詳細に述べたいと思います。

### 2. 歴史的な文脈

歴史的想像力を少々発揮してみましょう。

1900 年はヨーロッパ中心 (Euro-centric) の世界でした。高度な経済と帝国支配を備えたヨーロッパの列強諸国によって世界は支配されていました。通商、帝国支配、文化、戦争——そしてライバルの不在——が欧州中心の世界を強固にしていたのです。

しかし、2 つの大戦がすべてを変えてしまいました。第 1 次大戦後、ヨーロッパの経済と帝国支配は衰え始めました。戦間期にはすでに米国のパワーが認識されていましたが、米国が先導的役割を担うことはできませんでした。1919 年にヴェルサイユでなされた和平合意は平和を維持することはできず、ヨーロッパは続く 20 年間で経済不況に陥り、またファシスト、ナチスや共産主義者による修正主義に陥り、結局ふたたび戦争に突入したのでした。

1945 年に大戦が終結するまでに、自らに課しそして血塗られた二度の戦争によってヨーロッパは壊滅させられパワーを失いました。1945 年以後、ドイツ、そしてヨーロッパ全体がともに「鉄のカーテン」によって分断され、1 つの大陸に 2 つの敵対的陣営が生まれました。一方は資本主義、そしてもう片方はマルクス-レーニン主義により支配され、冷戦がヨーロッパを覆いました。戦後、ヨーロッパ諸国は何よりもまず経済復興、ある種の正統性、安定そして安全を目指しました。それは鉄のカーテンの西側にも東側にも当てはまりま

\* Dr Anne Deighton, オックスフォード大学ジャン・モネ・チェア, 同ウォルフソン・カレッジ

\*\* 早稲田大学大学院政治学研究所博士後期課程

した。

これは不安定な安全保障環境でした。すなわち、誰もが冷戦がいかに進展するのかについて本当には知るべくも無かったのです。2つのグローバルな超大国がヨーロッパ諸国を支配していました。欧州の西側諸国も東側諸国も、おおよそジュニア・パートナーとしてNATO〔北大西洋条約機構〕やワルシャワ条約機構のような軍事安全保障同盟に結び付けられていました。新たな分割された貿易協定もまたこの新しい二極世界を反映していました。同時に、ヨーロッパ諸国はかつての植民地とグローバルな地位のほとんどを失いつつありました。

これはEU（当初は欧州経済共同体〔EEC〕<sup>(1)</sup>）が設立された時のいくぶん憂鬱な歴史的文脈でした。EUの6つの原加盟国——フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク——はすべて戦争、敗北、破壊そして占領を経験していたのです。

原加盟国諸国はみな良きことをなそう、願わくは過去の記憶を消し去ろう、そしてそれまでとは異なった構造を持つヨーロッパを構築しようとしたのでした。しかし、戦争の記憶を消し去ることは容易ではなく、過去のイメージは私たちの中に、とりわけ東欧の人々にとって、問題にすらなりかねない形で、今もなお存在するというに私たちは気づきました。

さて、ローマ条約それ自身は外交政策に関してほとんど何も規定していないことに私たちは留意すべきでしょう。ローマ条約調印以前の1950年代初頭には共通の防衛および安全保障のアイデンティティ（欧州防衛共同体〔EDC〕）を創設する試みはすでに失敗していました。西側諸国のほとんどは、防衛や安全保障のために、NATOや西欧同盟〔WEU〕そして個々の国民国家の軍隊を持つのみでした。

それゆえ、冷戦期においては共通の外交政策を形成することはEUの主要な活動ではなく、むしろ内部の一体化と統合が主要な活動でした。しかしながら、外交政策を調整するためのメカニズムが徐々に発展させられました<sup>(2)</sup>。1975年までにはソフトな安全保障分野の調整に関して、EUはすでに「新たな」タームで思考していました。例えば、人権と国家の諸義務に焦点を当てたCSCE

〔欧州安全保障協力会議〕およびヘルシンキ最終議定書にはEUの参加が含まれていました。また、冷戦期における加盟国の拡大はEUの形態を変化させるものでした。さらには、加盟諸国の個別の外交政策と平行した積極的なEUの通商政策および開発政策は、世界政治における小さいながらも発展的な地位をEUに与えたのでした。

### 3. 冷 戦 後

冷戦の終結はすべてを変えました。冷戦の終わりは予想外で劇的でそして非常に平穏なものでした。ソ連は帝国の二重の喪失を経験しました。ひとつは東欧における帝国の喪失であり、もうひとつは（ウクライナやバルト諸国などの）「ソビエト」帝国それ自身を失ったのです。誰もがその制度構造を顧みて、「ヨーロッパ」とは何を意味するのかについて再考せねばならなくなりました。

しかし、それは「歴史の終わり」ではなく、西側の諸価値は容易かつ平穏に受け入れられたわけではありませんでした。実際、EUに隣接する旧ユーゴスラヴィアですぐに武力紛争が勃発したのでした。

21世紀になり、1989年以後に望まれていた「平和の配当」や民主主義、自由主義、市場経済、資本主義といった諸価値の普及が容易には実現しないことは明白でした。古い国家が分裂し、新たな国家が生み出されているときでさえ、国際的な民主主義および人権といった諸規範を正統化するための努力が行われていました。軍隊に望まれる役割も変化しつつありました。彼らはとりわけボスニアにおいて、伝統的な戦争行為というよりも、しばしば警察的活動（policing）に近いやり方で活動していました。しかし、皮肉にも、コソボへの空爆（1999年）だけでなくアフガニスタン（2001年）やイラク（2003年）への領土侵攻は、参加諸国による技術的かつ高強度の戦闘行為を必要としたのでした。

実際、「安全保障（security）」は新たな意味を獲得しました。保健衛生、文化、アイデンティティといった事項にまで拡大された社会的安全保障、経済的安全保障、人間の安全保障、それに協動的

安全保障などです。それらは各国政府や国際機関の任務を拡大させました。

グローバリゼーションやコミュニケーション技術の発展により、格安の航空サービス、テレビ、インターネットを通じて「国外のもの」が国内にもたらされました。今や世界中のあらゆる場所での出来事がヨーロッパに影響を与えるようであり、また、ヨーロッパにとっての新情勢の重要性と、それら新情勢が展開する場所のEUからの地理的距離との間には明白な相関関係はないようでもあります。多くの政策——例えば、とりわけ国境管理、グローバルな銀行および金融取引システム、旅行規制、起こりうるテロ攻撃に備えて市民保護のために個々の自由を制限する国内立法措置の要望に関連するもの——において海外と国内の次元を分離することはますます困難になりました。これらの問題は新たな専心事項になりました。ほとんどすべての国外の問題が国内的次元を有しています。すなわち、移民、難民、不正行為(fraud)、犯罪、麻薬といった問題や、核兵器の潜在的影響の問題などです。

今日、軍事的な国境侵犯という伝統的な意味において、領域の防衛はそれほど懸念されていません。国境がより柔軟になり、またテクノロジーとメディアがあらゆる場所に行き渡った世界において、国内と同様に海外でも取り組まれなくてはならないのは、むしろ政治的、経済的、人間的側面なのです。また、テクノロジーは国外の政治についての認識から免れえないことも意味しています。一例を挙げてみましょう。

介入の問題は現在の国際関係における最大の問題のひとつです。たとえ要請されたとしても、私たちは他国の政治に介入する権利もしくは義務を持つのでしょうか？市民を保護することができない国で、彼らを保護する責任が私たちにあるのでしょうか？もしそれが破られた場合、国境を越える武力行使を正統化するような国際的ルールや規範は存在するのでしょうか？国境を越えて武力を行使する者を私たちはいかに支持すべきなのでしょうか、あるいは支持が可能なのでしょうか？現在、これは日本にとっても他国と同様に重要な論点であると申しておきましょう。これはグローバルなメディアによってその意義が強調されてきた問題であり、グローバルな諸規範を擁護するため

の努力であり、EUとその加盟諸国の最重要問題なのです。この問題については本講演の最後で簡潔に振り返ります。

さて、EUはいかに冷戦後の相互依存的世界に対応しているのでしょうか？以下では、ローマ条約から50年、そして冷戦の終焉から約20年が経過した現在のEUの役割を検証します。

#### 4. グローバルなパワー・ブロックとEUとの関係

冷戦期のグローバル政治においてEUは独立した主要な役割を担ってはいませんでした。二極構造がヨーロッパにおける外交政策の支配的なパラダイムであり、EUは究極的には米国およびNATOと結束していました。ほとんどの世界的な紛争は米国によって冷戦的観点から考えられており、介入の問題も通常、冷戦の観点から考えられてきました。西欧諸国は独自の見解をほとんど示さず、キューバ危機のように危機が深刻であれば米国と堅く連帯していました。欧州列強の統治は終わり、新たなパワー配置(power configurations)が出現しつつありました。

今やEUは国際的な経済的・政治的パワーの主要な中心のひとつで、世界貿易の約25%を占めています。欧州委員会は国際的な通商交渉の場で27の加盟国を代表しています。私たちの単一の域内市場、そして多くの加盟国が採用しているユーロは、EU域内はもちろんのこと世界のその他の地域とのグローバルな通商政策の基盤を形成しています。米国は依然として突出した大国であると見なされていますが、日本のような伝統的な経済大国とともに中国、ブラジル、インドそしてロシアが現実的あるいは潜在的なパワーの源泉であると専門家は見なしています。

グローバルなパワー構造を構成するものとしての地域ブロックという観点からすると、アジア、太平洋、米州、ユーラシア地域とともに、EUも支配的要素としての貿易を備えた地域ブロックのひとつであると考えられます。

2003年の欧州安全保障戦略(European Security Strategy)<sup>(3)</sup>では「我々の歴史的、地理的そして文化的紐帯が世界の他の地域、すなわち中東

の隣人たち、アフリカ、ラテン・アメリカそしてアジアのパートナーたちとのリンクを我々に提供している」と述べられています。

## 5. 2003年 EU 安全保障戦略

EUは50年前と比して国際的場面においてより積極的になり、この15年間でもっとも急速な発展を遂げました。実際、欧州安全保障戦略では、EUが国際システムにおける自律した戦略的・規範的地位を模索していることが論じられています。それは冷戦期には思いもよらぬことでした。

同戦略は、EUはグローバル時代におけるアクターとして十分に位置づけられると論じています。同戦略文書は数十年にわたるEUの伝統を反映した安全保障概念を含んでいます。すなわち、EUは明白な価値を備えた規範的パワー (normative power) であることを論じており、また信頼、パートナーシップ、協力を定着させ、さらに戦争を予防することを意図した外交政策手段が称揚されています。

現在EUが保持しているツールは多岐にわたります。すなわち、戦略、行動計画、相互に承認された諸政策で、その範囲は人道支援、開発援助、通商から外交、制裁、政治的活動そして武力行使までに及ぶのです。

ブリュッセルのEU本部機構——国家が基盤となる閣僚理事会、また欧州委員会——の存在および活動はより広範になり、またより可視的になっています。CFSP上級代表 (ハヴィエル・ソラナ [閣僚理事会事務総長との兼務]) と [欧州委員会の] 対外関係担当委員は広範な責務を有しています。

安全保障の隣接分野は急激に増大しています。つまり、越境的な法、通商、行政、犯罪の諸問題だけでなく警察的活動や移民に関連する諸施策も含まれているのです。その種の問題は1970年代のEC政治のレーダーではほとんど捕捉できないものでした。これらの変化に対して付与された重要性は、先ほど申し上げた安全保障概念の変化を反映しています。

欧州安全保障戦略が論じている挑戦は非常に大

きなものです。1990年以来「約400万人が戦争で亡くなったが、その90%は非戦闘員であった。1800万以上の人々が紛争の結果、居住地を追われている。…… (中略) 世界の人口の半数にあたる約30億人が一日当たり2ユーロ以下で生活している。…… (中略) 新たな疾病が急速に拡散する可能性がありグローバルな脅威となり得る。」脅威のリストにはテロリズム、「我々の安全にとって最大の潜在的脅威である」大量破壊兵器の拡散、「組織犯罪をもたらさう」地域的不安定、地域的不安定によりもたらされる破綻国家 (failed states) が含まれています。これらの挑戦には、環境および保健衛生問題、非国家主体からの脅威も含まれています。これらの挑戦のすべてが、単なる [受動的な] 対応ではなく [能動的な] 政策を必要としているのです。

EUが問題解決と同じくらい予防を追及することは、EUの文化と言ってよいでしょう。しかしながら、EUはたとえそれが理想主義的で時にはナイーブでさえあっても、それを為すために民生的な (civilian) 手段を用いようと試みています。EUは大規模な人道支援および開発政策を構築しましたが、それは世界のいくつかの地域では援助とコンディショナリティによってますます通商政策とリンクさせられています。通商と開発の基盤は本来は加盟国の植民地の一部であった諸国にありましたが、それはヤウンデ協定とロメ協定を経て、コトヌー協定を通じて拡大されました。開発は、贈与や借款のみならず、当然ガバナンス改革、持続可能性と自発性を改善する経済計画をも含意しています。EUはアフリカ諸国に対する世界最大のドナーです。例えば、EUはコートジボワールに対して、国内の南北間不和を終わらせることを見込んで、また真の選挙プロセスをもたらすという期待のもとに、国連と協力して3億ユーロ以上を援助しました。しかし、それがもし目的どおりに機能すれば、介入——潜在的に劇的な民生的な介入——なのです。

全体的に見て、欧州安全保障戦略がより強力なEUの政治的活動の好循環を構築しようと意図しているのは明白です。それは不確かな多国間システムにおける影響力のあるプレイヤーとしてだけでなく、単独で行動する能力を認知させることにつながる政治的活動です。2003年以来のEUの

発展はこの文脈において考慮されなければなりません。同戦略はEUの活動をより卓越したものとするための申し立てなのです。すなわち、あらゆる種類の能力の行使、結束と協力、そしてその活動分野と政策が基盤とするべき人権関連諸規範の設定です。これは次の論点を導きます。

## 6. 軍事力の行使 ——欧州軍 (European Army) の不在

武力を行使するための能力や、軍事力を行使するための手段を有するか否かの決定は外交政策の中心的次元ではありません。外交政策と武力行使との関係は日本においてとりわけ馴染み深いものです。

冷戦期、西欧同盟とNATOは国家を超越する制度的なハード・パワーの2大拠点でした。ご存知のように、現在EUは欧州軍 [欧州レベルの独自の軍隊] を保持しておらず、またそれを設置しようと試みているわけでもありません。しかしながら、死活的に重要な転換が起こっています。つまりそれは、誇らしい「民生的」アクターから、必要であれば軍事力に頼ることができるパワーへの転換です。

これは本来の民生的な連合という指針からの実体的な転換です。EUは、加盟国が提供することを誓約した軍事的能力を行使する外交安全保障政策を形成することが可能ですが、[EUレベルにおける] 加盟国間の厳しい交渉と全会一致、さらには部隊を派遣する加盟国の同意がなされた場合にのみ軍事的活動は可能になります。また、それは防衛を含むものではありません<sup>(4)</sup>。

EUは現在およそ20の自発的な軍事および警察にかかわる安全保障任務 (security operations) を引き受けています<sup>(5)</sup>。そのほとんどは旧ユーゴ地域ですが、はるか遠く離れたコンゴでも行われています。これは20年前には考えられないことでした。今やEUは戦闘群 (battle-groups)——EU加盟各国の軍隊に帰属するが当該国が合意すれば短期間で召集される部隊——までも進展させています。

NATOが冷戦期よりも軍事的に活発になっているのと同様に、とりわけアフガニスタンでその

活動を支援するEU諸国の部隊を私たちは目の当たりにしています。EU加盟国はイラクの治安維持軍の訓練をも引き受けているのです<sup>(6)</sup>。

現在の形態へと至るプロセスは、1998年12月のサン・マロでのトニー・ブレア英首相とジャック・シラク仏大統領の英仏首脳会談から開始されました。この会談の構造的帰結はEU研究者や現代世界における武力行使を研究する者たちの関心を集め続け、両首脳が退陣すると彼らの広範にわたる貢献についての分析が開始されるであろうと示唆しておきます。さて、このサン・マロ宣言以降の変化は、国際システムにおいてEUが実行しうる事柄に関連した意義を有しています。というのも、それはEUの制度的統一性、効率性そして正統性を保持しながら、同時にEU自身の戦略的地位を明らかにし構築しようとする試みであるからです。

これらの新たな能力の獲得が一因となり、他の国際機関との関係においてEUのプロファイルは変化したのです。

## 7. 有効な多国間主義

有効な多国間主義 (effective multilateralism) はEUの信条であり、欧州安全保障戦略の中心的論点として位置づけられています。というのも「より強固な国際社会、良好に機能する国際制度そしてルールに基づいた国際秩序」はEUにとって必要不可欠なものであり、明らかにEU自身がまさにその秩序の一部だからです。しかし、有効な多国間主義とは何を意味しているのでしょうか？それは、他の主要国だけでなく主要な国際機構との合意と協力の下に活動したいというEUの願望を確かに意味してはいます。では、有効な多国間主義とは実際にはいかなるものなのでしょうか。

まず、ヨーロッパ大陸において、欧州評議会 (Council of Europe) とCSCE (現在のOSCE [欧州安全保障協力機構]) はますます専門特化し、EUの資金拠出にますます依存しています。両機関はおそらくその重要性をEUに移しつつありますが、それでも依然として重要な価値提供者で、

民主主義のよき慣行（例えば選挙監視活動）の推進主体です。

現在、国連との緊密な関係の構築がEUの外交プロジェクトの中心です<sup>7)</sup>。しかし、両者の関係の性質および重要性は完全には明瞭にされていません。確かに、いわゆるソフトな安全保障分野における制度的協力およびパートナーシップのネットワークが存在し、それには広範な戦略的イニシアティブのみならず具体的なプロジェクトも含まれています。EUは政策のより良い成果を達成するためにそのような連帯を求めているのでしょうか、国連に対するコントロールを強めようとしているのでしょうか、それともEU諸政策の正統性を獲得するためにそうしているのでしょうか？戦略的に不確実な現在の世界では、これらの問題は重要ではあるけれども現在のところ答えられておりません。

さらには、実際の問題も存在します。例えば、ヨーロッパ諸国は国連の平和維持活動のための部隊提供に前向きではありません。また、EUは国連改革に関する困難な諸問題にとらわれたくはありませんが、おもに常任理事国の構成をめぐる安保理改革問題など、EUにとって重大な意味を持つ問題もあります。さらに、国連もEUも危機への緊急対応がそれほど良いものでないのは明白です。ダルフールはその悲劇的な例の一つに過ぎません。

## 8. プログラム化された政策 ——あるいは危機管理

EUが実施する各種の外交政策は、慎重な事前計画や組織化に非常によく適合しています。27もの加盟国の調整は迅速な政策形成をもたらすものではありません。それゆえ、EUが最も強みを有するのは拡大や環境政策のような慎重な計画を必要とする分野だということが見出せます。

これらの政策の影響は——拡大の場合——絶大なものです。拡大はそれまでの加盟国と1973年以来加盟した諸国の双方にポジティブな効果を生み、またそれら諸国の外交政策はEC/EUによって「ヨーロッパ化」されました。それは中小国のみならず、英国やスペインのようなヨーロッパの

大国にも当てはまります。冷戦期には私たちは「西ヨーロッパ」について語っていましたが、今や私たちは——どれほど東に進むかは分かりませんが——「ヨーロッパ」について語っているのです。時が来ればEUはトルコをも包摂することが可能であろう、と広く見込まれています。それは政治的、戦略的、経済的そして文化的に重要なプロジェクトなのです。

EC/EUは、まさに拡大プロセスの故に、国際的に達成しようと試みている事柄に関して慎重に熟慮することを余儀なくされています。EUの領域は必然的に東地中海、ロシア国境、ラテン・アメリカなどの旧植民地にまで拡張します。そこで、将来EUに加盟する、もしくはその希望を持つけれども拡大が短期的には現実的見通しとはなっていない国家を処遇するために欧州近隣諸国政策(neighbourhood policy)が案出されました。また、さらなる拡大に反対する主要加盟国が実際に存在しており、それはEUの地位や役割についての問題提起になっているのです。

## 9. EU外交政策の主要プレイヤーとしての加盟国

EUはグローバルな政治プロセスにおける諸国家の役割を排除してはいません。このことがEU自身にとっても事態をより複雑なものにしており、またEU以外の第三者にとっても事態をさらに込み入ったものにしていきます。しかしながら、それはEUにおける厳然たる事実なのです。それゆえ、EUのまさに中心に緊張が存在するのです。すなわち、外交政策の最重要プレイヤーは加盟国なのか、それとも欧州委員会なのか、あるいはブリュッセルのハヴィエル・ソラナ[CFSP上級代表]のグループなのか、という問題です。

とりわけ英国やフランスには、国際的場面における国家のプロファイルを完全には放棄しようとするしない大国の「ポスト帝国主義的でグローバルな反射作用(post-imperial global reflex)」と言えるものが依然として存在します。国連安全保障理事会のメンバーシップや核兵器の保有といったものがこの「反射作用」の具体例です。また、イラク侵攻に関して立場が異なったことは、EUの外

交政策において依然として国家が非常に重要であることを示したいま一つの例となりました。しかし、英国とフランスだけがこうした外交姿勢を維持しようとしているわけではありません。

しかしながら、最も誇り高き指導者でさえそれを受け入れるのですが、中規模の国家がたった一国で有効な国際的役割を担うには、もはや十分な能力を備えてはいません。事実、EUの外交政策は、欧州の市民から高い支持を得ています。それは、EUに対する強いシニシズムが広範に存在し、さらには憲法制定プロジェクトの失敗がヨーロッパにおける制度的進展を後退させているような現状においても事実なのです<sup>(6)</sup>。

## 10. 結 論

それでは、この複雑な構図を総括します。

1945年のヨーロッパにおける無力感はほぼ消滅しました。欧州委員会委員長バローゾは「20世紀の紛争はわれわれを小さきものにした——しかし欧州の統一によって栄光を取り戻すことができる」と述べています。

ヨーロッパは、過去50年以上にわたって、国際システムへの復帰と復権を果たしてきました。その道のりは不安定なものでした。EUは状況に合わせて変化してはいますが、他の国際機関と同様に、鈍くて厄介でしばしば大国に翻弄されています。さらに最も重要なのは、ヨーロッパの人々が——EUがグローバルなパワーになることを望んでいるけれども——EUの文化や性格、それに世界におけるEUの役割をいかに見なしているかは、依然として非常に不確かであるということです。

現代の大きな難問の一つである介入の問題はEUのみで解決できるものではありません。それは国家と国家が望むように行動する自由にかかわる問題であり、国際規範がどの程度私たちを拘束するのかにかかわる問題なのです。効果的な予防、または援助、開発、規範形成、グッド・ガバナンスを通じた問題解決が貢献となるかもしれません。こうした形態の介入についてはEUは血統書つきです。しかし、軍事的介入はそれらとは異なり、

EUの多くのものにとって問題含み——もしくはそれ以上——なのです。ブレア首相は自らをリベラルな介入主義者と名乗っていますが、軍事介入の予期せざる結果のいくつかは万人の目に明らかです。いずれにせよ、EUが辿ってきたこれまでに述べたような[歴史的]変化によって、EUは現代の重要な[安全保障をめぐる]議論に参加することを可能にしているのです。EUが実際に活動する能力を獲得したこと、そして現代の主要な問題に関する議論の中心に存在していることは、EUが新たなグローバルな役割を担っていることの証左なのです。

### 【訳注】

本稿は、2007年5月11日の講演ペーパーをもとに翻訳したものである。訳者による注は、本文中においては[ ]でくくって示した。それ以外の訳注は、以下にまとめた。

- (1) 以下、本講演では、EU条約（マーストリヒト条約）が発効した1993年以前の記述であっても、特に区別する場合以外は、便宜上「EU」、「the Union」等が用いられており、それらはすべて「EU」と訳出した。
- (2) 1970年に発足した欧州政治協力（European Political Co-operation : EPC）を指す。
- (3) A Secure Europe in a Better World, European Security Strategy, Brussels, 12 December 2003.
- (4) EU条約（マーストリヒト条約）J.4条1項（阿姆斯特ダム条約では第17条1項）には「共通外交安全保障政策は、安全保障に関するすべての問題を包含し、（中略）共同防衛に至る可能性のある共通防衛政策の策定を含む」との規定があるが、実際には加盟諸国の領域防衛に直接的に関連する軍事的政策は行われていない。
- (5) 共通外交安全保障政策（CFSP）枠内の欧州安全保障防衛政策（ESDP）と称される領域での活動を指す。ESDPは後述の英仏サン・マロ宣言が発端となり構築された領域である。
- (6) EUの活動としては、ESDPのオペレーションとして「法の支配」支援活動である「EUJUST LEX」が実施されている。NATOはイラクにおいて治安部隊（security force）の訓練を行っている。ところで、アフガニスタンではEUとして「警察支援」のESDPオペレーションが実施されることになっている（EUPOL Afghanistan）。
- (7) 安全保障分野においても、例えば、2003年9月に「危機管理における国連・EUの協力に関する共同宣言」が合意された。Joint Declaration on UN-EU

Co-operation in Crisis Management, September 24, 2003, New York.

- (8) ユーロバロメーター (EUが実施する世論調査) によれば, EUの外交政策に対する市民の支持は一貫して高い。1992年秋から2006年春までの間, 年2回実施してきた調査結果によれば, 「EU共通の外交政策」を支持する市民の割合は63%から70%の間で推移しており, 高い支持率で安定している。2004年10月に調印され

た欧州憲法条約は, 2005年5～6月に実施された国民投票の結果を受けてフランスおよびオランダが相次いで批准を拒否した。しかし, この間も「EU共通の外交政策」の支持率は大きく変化していない。Standard Eurobarometer No. 65/Spring 2006—TNS Opinion & Social, Full Report, Fieldwork: March-May 2006, Publication: January 2007, p. 122などを参照。